

# BRINKS ETHICS & COMPLIANCE

## ブリックス 業界団体ポリシー

2024年11月

## 目次

1.	目的および適用 .....	3
2.	業界団体.....	3
3.	参加および承認 .....	4
4.	業界団体における指導的役割.....	4
5.	業界団体の会合 .....	5
6.	経費.....	6
付録	.....	7

### 1. 目的および適用

ブリックス・カンパニー（以下、「当社」）は、すべての事業活動が適用法および規制を遵守することをポリシーとしています。この業界団体ポリシー（「本ポリシー」）は、当社従業員および代表者が、「独占禁止・競争に関するグローバルポリシー」と併せて、世界中の適用法、特に独占禁止法および競争法に係る法的懸念に関連する法律を確実に遵守することを目的としています。

本ポリシーは、当社すべての地域および部門、ならびに当社のために、または当社を代表して行動するすべての従業員および代表者に適用されます。これは、自分の名前で参加しているか、ブリックスの名前で参加しているかにかかわらず、業界団体の会員になろうとする従業員、または正式な会員にならずに参加している従業員に適用されます。

ブリックスでは、正しいことを行い、倫理的なビジネス慣行へのコミットメントを基本としています。詳細については、ブリックスネットワークの[こちら](#)から「ブリックス倫理規定」および「独占禁止・競争に関するグローバルポリシー」をご覧ください。質問があれば、地域コンプライアンス・ディレクター（「RCD」）または地域法律顧問（「RGC」）に連絡してください。

本ポリシーに違反した者は、解雇を含む懲戒処分の対象となります。

### 2. 業界団体

業界団体とは、ビジネス関連のトピックについて話し合うために会合するグループです。事業者団体や企業団体（一般に業界団体と呼ばれる）は、政府に対して業界を代表したり、会員に専門的知識を広げる機会を提供したりするなど、合法的な目的を果たすことができます。また、顧客やベンダーにブリックスのサービス内容を提示するプラットフォームも提供できます。業界団体員のみが参加できる見本市は、本ポリシーを遵守した開示と承認が必要です。

業界団体への加入および参加は、法的な関心を引き起こす可能性があります。業界団体はしばしば競合企業間の会合に参与しており、独占禁止法や競争法に違反するリスクがあります。この種の会議は、禁止されているトピックの議論を促進させる可能性があります。すべてを網羅しているわけではありませんが、禁止されているトピックの例には以下が含まれます：

- 価格、販売数、追加料金、手数料、その他料金；
- コスト、マージン、または利益；
- 支払条件；
- 価格設定方法、または事業計画；
- 入札、市場、または顧客の優先傾向；
- 取引制限、または地域割り当て；
- サプライヤーの推奨事項；および
- бойкот、または「ブラックリスト」

業界団体は独占禁止法と競争法を遵守しなければなりません。業界団体における競合他社間の活動は、依然として独占禁止法の対象で、団体自体が独占禁止当局から告発される可能性があります。

### 3. 参加および承認

従業員は、以下の要領で E メールによる承認を受けるまで、業界団体に参加することはできません。本ポリシー施行日時点において存在する業界団体への加盟/参加は、本ポリシーに概説されるすべての要件を満たし、以下にとりまとめられたように、承認取得をしなければなりません。審査および承認は、同業界団体への他の従業員の事前承認に関わらず、従業員毎に完了しなければなりません。

特定の業界団体への加盟/参加がすでに承認されている従業員がブリックスを退職した場合、承認が自動的に別の従業員に引き継がれることはありません。ブリックス従業員が同じ業界団体の新規メンバー/参加者になることを希望する場合は、要件を満たし、承認プロセスに従わなければなりません。

ネットワークづくりは、業界団体に参加するのに十分正当な理由とはみなされません。

業界団体の活動に参加するためには、従業員は以下の条件を満たさなければなりません：

- I. ブリックスネットワークの[こちら](#)から「業界団体参加申請書」を提出すること
- II. 「ブリックス独占禁止・競争に関するグローバルポリシー」を理解し、遵守することを確認すること
- III. 最新の独占禁止研修を修了すること
- IV. 所属国ジェネラルマネージャー、または、リージョナルリーダーから書面による承認を受けること、および
- V. RCD から書面による承認を受けること

### 4. 業界団体における指導的役割

社内での役割に関わりなく、業界団体で指導的役割を果たすことを打診された従業員は、上記のとおり、必要な書面による承認を得なければなりません。ブリックスは、会社を代表して発言することを特定の従業員のみ許可しています。従業員は、自分のコメント/コミュニケーションと、ブリックスを代表するコミュニケーションとの区別を注意する必要があります。従業員が前もって会社を代表して発言する権限を与えられていない場合、業界団体の活動への参加を承認されても、ブリックスを代表して発言する権限を与えられたことにはなりません。

詳しいガイダンスについては、ブリックスネットワークの[こちら](#)から「ブリックス行動規範」、「レギュレーション FD ポリシー」および「グローバル・ソーシャルメディア・ポリシー」を参照してください。さらに、書面による資料又は公の場での発言には、事前に法務部による確認と承認が必要です。

### 5. 業界団体の会合

従業員は、業界団体の会合に参加する際、独占禁止法および競争法、またはブリックスポリシーに違反しないよう特に注意しなければなりません。適用法に違反するリスクを最小限に抑えるため、従業員は以下の会議要件を遵守し、会議中にこれらの要件から外れることが発生した場合は法務部に連絡しなければなりません。

#### 会議前

- 会議前に議題を入手し、国内または地域の法務チームに提供、確認してもらいます。現状で、前もって業界団体が正式な会議議題を提供していない場合は、出席する前にこの手続きを業界団体に要求してください。
- ブリックスの希望は、社内弁護士が同席し、ルールが守られていることを確認することですが、常にそうできるとは限りません。
- 会議運営者は、独占禁止法の主要な原則と禁止される協議事項について、短く注意事項から始める必要があります。(付録参照)

#### 会議中

- すべての会議について、包括的な議事録を作成するよう要請してください。議事録を作成しない会議には参加しないでください。
- 合法的な業界/ビジネスのトピックのみを議論します。いかなる企業の事業計画、顧客、価格、コスト、利益、支払条件、入札、市場、あるいは特定の競合他社を当協会から排除することについても議論してはなりません。
- 出席者が上記のような不適切な話題について話し合おうとした場合、従業員は直ちに中止を求めなければなりません。そのような状況が続くなら、その従業員は会議を退席し、その理由とともに退席したことを議事録に記載するよう要請してください。従業員はその状況を速やかに法務部に通知しなければなりません。
- 非公式なミーティングや議題外の項目には関与しないでください：従業員が競合他社と話すときは、決してオフレコではありません。競合他社との競争激化、ビジネス慣行の調整、または共通のビジネス戦略構築と解釈されるような行動は避けてください。
- 独占禁止法、および、ブリックスネットワークの[こちら](#)からアクセスできる「ブリックス独占禁止・競争に関するグローバルポリシー」は、対面での会議だけでなく、バーチャルまたは電話で行われる会議にも適用されること、また、大規模で正式な会議だけでなく、会食を楽しみながら行われる小規模で非公式な会議にも適用されることを忘れないでください。

#### 会議後

- 会議の議事録のコピーを法務部に提出します。
- 会合でブリックスの情報を求められた場合は、情報を提供する前に法務部に相談してください。

## 6. 経費

同業者団体への加入に伴う会費およびその他費用、または同業者団体の会合や行事への出席や準備に伴う旅費およびその他の費用の支払いまたは払い戻しを要求するためには、第一に従業員は「業界団体参加申請書」を提出し、RCD から書面による承認を得なければなりません。

## 付録

### 会議における注意事項

[業界団体名]のメンバー[およびゲスト]として、私たちは独占禁止法の制約に留意する必要があります。

原則として、競争を制限する可能性のある協定や協調行動について、私たちの間で議論すべきではありません。

これには、企業固有の現在または将来の価格、価格水準、価格設定方式、割引、コスト、販売条件、あるいは価格に影響を与えうるその他の特徴に関する不適切な情報交換が含まれます。

さらに、商業戦略、取引拒否の顧客やベンダー、市場配分、顧客配分、新製品やサービス、その他、参加者が一人ないしそれ以上の他の参加者と競争活動の調整に同意する可能性のある議題について、議論することは避けなければなりません。

業界団体の会合で議論される立場は排他的なものではなく、各企業はどの団体の見解にも左右されることなく、業界全体の問題に自由に関与することができます。

独立した判断力を発揮し、可能な限り、競合他社との癒着のように見えることは避けてください。質問や懸念がある場合は、遠慮なく[業界団体の顧問弁護士] [貴社の顧問弁護士]に法的助言を求めてください。